

新型コロナウイルスワクチン接種証明書について

新型コロナウイルスワクチン接種をした方のうち、防疫措置（隔離措置・PCR検査等）が免除される国に渡航予定がある方へワクチン接種証明書（以下「接種証明書」といいます。）を交付します。

接種証明書は、予防接種法に基づいて各市区町村で実施した新型コロナウイルスワクチン接種の事実を公的に証明するものとして、接種者からの申請に基づき交付するものです。

申請の前に確認ください

本証明書は、海外渡航を目的とする方に限って発行します。

諸外国への入国時の防疫措置緩和等のため、接種証明書の提示を求められた場合を想定しているためです。

国内では、接種済証で接種の事実が確認できます。

接種証明書がいずれの国や地域への渡航時に活用できるかについては、最新の状況を外務省のホームページで随時公表予定ですので下記リンクにてご確認ください。

[外務省 海外安全ホームページ（外部サイトへリンク）](#)

申請・発行について

郵送申請による受付

新型コロナウイルス感染防止のため、郵送申請により受付いたします。窓口申請は当面の間行いません。

申請書類に記入漏れや添付漏れがあると発送が遅れる場合がありますので、書類提出の前に必ずチェックを行ってください。

申請から発行までにはお時間を要します（受付から3日～5日程度を予定）。余裕を持って申請をお願いいたします。

※1回目、2回目の接種を異なる自治体で行った場合は、それぞれの自治体へ申請いただく必要があります。

提出書類

1. [交付申請書](#)（←こちらをクリックしてダウンロードできます）
2. 旅券（パスポート）の写し（旅券番号が記載されている身分記載事項ページ）

3. 接種券番号がわかる書類（未使用の予診のみ券が貼付された接種券など）
4. 接種済証または接種記録書の写し
5. 本人確認書類の写し※返送先住所が記載されているもの
6. 返信用封筒（切手を貼付し、申請者が返送先住所を記載してください）

※旅券に旧姓・別姓・別名の記載がある場合は、旧姓・別姓・別名が確認できる書類の写しを添付してください（旧姓の住民票の写しなど）

※上記3. が提出できない場合は、マイナンバーが記載された書類が必要です。

※上記2. 及び3. のいずれも提出できない場合は、接種時点の住所が記載された本人確認書類が必要です。

※代理人申請の場合は、代理人の本人確認書類の写しと[委任状](#)も提出してください。

書類の郵送先

〒901-1392

与那原町字上与那原 16 番地

与那原町役場 健康保険課 新型コロナワクチン接種班 行

接種証明書全般に関する問い合わせ先

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

電話番号：0120-761-770（フリーダイヤル）

対応言語：日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・ベトナム語

受付時間：下記参照（土日・祝日も実施）

日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語：9時～21時

タイ語：9時～18時

ベトナム語：10時～19時

関連サイト

[海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書について | 厚生労働省（外部サイトヘリンク）](#)